

## 多治見市農業委員会の委員の定数に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、多治見市農業委員会の委員の定数を定めるものとする。

（定数）

第2条 多治見市農業委員会の委員の定数は、18人とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 多治見市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和29年条例第13号）は、廃止する。